

【城陽秋花火 2026 出店募集要項】

	項 目	内 容
1	出 店 対 象	① 一般社団法人城陽市観光協会の個人会員、企業・団体会員である事。 ② 出店規則を遵守できる方。 ③ 「反社会的勢力」と一切の関係を持たない事。
2	出 店 規 則	① 来場者(お客様)に対して、丁寧に接客すること。 ② 来場者(お客様)とのトラブルは全て自己責任とする。 ③ 問題が生じた際は、必ずその日に事務局長に事後報告すること。 ④ 出店時に重大な問題が発生した場合、直ちに退去・撤退させます。 ⑤ O-157, ノロウイルス, 食中毒など起こさないように食品衛生管理法に基づく提供の仕方を十分に考えて行ってください。(飲食店) ⑥ イベント保険に入っておりますが、対応できる範囲がありますので、 <u>ご自身でも必ず傷害保険等に入ること。</u> ⑦ テントは各個人持ち込み立ててください。終了後、テントを撤去し帰るようにしてください。 ⑧ また必ず下には油やゴミなど落ちないように、 <u>防火・耐火シートを敷き詰め、火災・汚れないようにしてください。(消防署・木津川運動公園)もし、防火・耐火シートを忘れた場合は出店を取り消す場合があります。</u> (火気を使用される店舗またはキッチンカーは、消火器を必ず装備ください。)消防本部より点検が入ります。 ⑨ 持ち込んだものをすべて撤去し綺麗にしてお帰り下さい。 もし公園側からクレームがあった場合は、そのブースを利用した者をペナルティとして次回は参加できません。 ⑩ 車は関係車両用駐車場に <u>1 店舗 1 台</u> のみ駐車できます。通行許可書を出します。必ずフロント前に掲示し、入場の際警備員・誘導員にお見せください。入退場は、時間を規制しますので、勝手に出入りはできません。 ⑪ <u>(代表者含む手伝い・バイト)4 名までフリーで入れます。それを超えて 2 名まで可能ですが、チケット一人 1000 円となり事前に申請し購入をしてください。当日無断で入ることはできません。</u>
3	ブ ー ス 料	① 出店料は、 <u>3 万円</u> 約 40 ブース (キッチンカーは台数に制限あり) ② ブース料は、申込書を提出した後、出店確認証通知が届いたら銀行にてお振込みをお願いします。ただし期限までに入金が確認できなければ、出店は出来ません。 ※許可通知が届いた後、期限までに振り込みをしてください。振込のみ ※振込み時に、代表名と店名を打ち込むこと。(長い店名は途中で可。) ③ コロナやその他の問題でイベントが中止した場合、 <u>出店料の返金は致しません</u> ので予め了承した上で申請してください。 (申請は全てを承諾したものと致しますので、ご了承ください。)
4	出 店 時 間	① 開店時間は、午後 2 時 ごろから ② 閉店時間は、午後 9 時まで、ただし午後 9 時 30 分までに退出すること。
5	連 絡 先	① 責任者の連絡先を必ず提出してください。
6	露店営業許可書	① コピーを提出してください。(消防署・木津川運動公園へ提出します。)
7	営業者全員の確認	① 身分証明書・運転免許証等のコピーの提出(警察へ提出)
8	傷害保険証明書等	① 保険証のコピー(木津川運動公園へ提出要の為) ※露店販売時の傷害保険・イベント保険など
9	出店申込み期限	① 希望者が多い場合、抽選となります。締め切り以降の割り込みや決定後の見直しはできません。 <u>締め切りは、7 月 3 1 日 (金) 午後 5 時まで</u>